

議案第64号

葛飾区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

事業者の取り扱う個人情報の保護に必要な措置を講ずるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区個人情報の保護に関する条例（昭和60年葛飾区条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「使用」を「利用」に、「第19条の2」を「第19条の3」に、「第6章 審査会及び保護委員会（第24条－第27条）」を

「第6章 審査会及び保護委員会（第24条－第27条）」を

第6章の2 事業者の取り扱う個人情報の保護（第27条の2－第27条の8）」に改める。

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に鑑み、執行機関における個人情報の取扱いについての基本事項を定め、区民が保有個人情報の閲覧、複写、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づく葛飾区（以下「区」という。）の役割を定め、もって区政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第2条中「条例」の次に「（第1号に掲げる個人情報については、第6章の2を除く。）」を加え、同条第1号中「個人に」を「生存する個人に」に改め、同号ただし書を削り、同条第2号に次のただし書を加える。

ただし、公文書に記録されているものに限る。

第2条第5号を次のように改める。

(5) 執行機関 葛飾区長（以下「区長」という。）、葛飾区教育委員会、葛飾区選挙管理委員会、葛飾区監査委員及び葛飾区農業委員会をいう。

第2条に次の5号を加える。

(6) 公文書 葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）第2条第2号に規定する情報をいう。

(7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(8) 事業者 区内に事務所又は事業所を有する法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(9) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区が指定する法人その他の団体をいう。

(10) 派遣労働者 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づき執行機関の指揮命令を受ける者をいう。

第3条第1項を次のように改める。

執行機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

第4条第1項を次のように改める。

区民は、個人情報の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第5条を次のように改める。

（利用目的の特定等）

第5条 執行機関は、個人情報を収集及び保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければ

ならない。

- 2 執行機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報収集及び保有してはならない。
- 3 執行機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

第6条第1項中「個人情報の帰属する者」を「本人」に改め、同条第2項ただし書を削り、同項第1号中「使用目的」を「利用目的」に改め、同項第2号中「個人情報保護管理責任者」の次に「（以下「管理責任者」という。）」を加え、同条第3項第6号中「保護委員会」を「葛飾区個人情報保護委員会（以下「保護委員会」という。）」に改め、同号を同項第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集することが法令の定める所掌事務の遂行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

第6条第3項第5号を削り、同項第4号中「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により区の指定を受け、公の施設の管理を行うものをいう。以下同じ。）」を削り、「第20条の3」を「第20条の5」に、「使用する」を「利用する」に改め、同号を同項第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人等から収集することができないとき。
- (6) 争訟、選考、指導、相談等の事務で本人等から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は当該事務の性質上本人等から収集したのでは当該事務の適正な執行に支障を及ぼすと認められるとき。

第6条第3項中第3号を第4号とし、同項第2号中「区民」を「人」に、「健康」を「身体」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 本人等の同意があるとき。

第6条第4項中「前項第6号」を「前項第9号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 執行機関は、第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人等に対し、第2項各号に掲げる事項を明示しないで、個人情報収集することができ

る。

- (1) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (2) 利用目的を本人等に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人等に明示することにより、執行機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、執行機関が保護委員会の意見を聴いて定めたとき。

第7条中「使用し」を「利用し」に改める。

第10条の見出し中「個人情報ファイルの記録」の次に「等」を加え、同条第2号中「使用目的」を「利用目的」に改め、同条第6号中「個人情報保護管理責任者」を「管理責任者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 執行機関は、保有個人情報をその利用目的の範囲を超えて利用（以下「目的外利用」という。）する場合又は執行機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）する場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておかなければならない。ただし、前項第7号に規定する場合その他執行機関が別に定める場合は、この限りでない。

- (1) 保有個人情報が記録されている個人情報ファイルの名称
- (2) 保有個人情報の項目
- (3) 保有個人情報の提供先
- (4) 提供先の利用目的
- (5) 目的外利用又は外部提供の根拠
- (6) 保有個人情報の提供日
- (7) 保有個人情報を保有する部課
- (8) 管理責任者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める事項

第13条中「個人情報保護管理責任者（以下「管理責任者」という。）」を「管理責任者」に改める。

第14条第1項中「使用」を「利用」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 個人情報の利用

第15条の見出し中「適正使用」を「適正利用」に改め、同条中「第6条第2項第1号に規定する使用目的」を「その利用目的」に、「使用し」を「利用し」に改める。

第16条の見出しを「（目的外利用）」に改め、同条第1項中「が保有している個人情報を第6条第2項第1号に規定する使用目的の範囲を超えて使用（以下「目的外使用」という。）する」を「の保有個人情報を目的外利用する」に改め、同項ただし書中「が保有している個人情報を目的外使用する」を「の保有個人情報を目的外利用する」に改め、同条第2項第1号中「目的外使用する」を「目的外利用する」に改め、同項第2号中「使用目的」を「利用目的」に改め、同項第4号及び同条第3項中「目的外使用する」を「目的外利用する」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

第16条第3項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「使用する」を「利用する」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 出版、報道等により、公にされた個人情報であるとき。

第16条第4項中「前項第4号」を「前項第5号」に、「目的外使用し」を「目的外利用し」に改める。

第17条第1項中「執行機関以外のものに提供する」を「外部提供する」に改め、同条第2項第2号中「使用目的」を「利用目的」に改め、同条第3項中「執行機関以外のものに保有個人情報を提供する」を「保有個人情報を外部提供する」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 人の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

第17条第3項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

(5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提

供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由があるとき。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第17条第3項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 出版、報道等により、公にされた個人情報であるとき。

第17条第4項中「前項第4号」を「前項第7号」に改め、同条第5項中「使用し」を「利用し」に改める。

第17条の2第3項中「基本的人権」を「権利利益」に改める。

第18条の見出しを「（委託等に伴う措置）」に改め、同条第1項中「委託しようとする場合は、その委託契約において」を「委託し、指定管理者に公の施設の管理を行わせ、又は派遣労働者に事務を行わせるに当たっては」に改め、同条第2項中「委託業務」を「規定により委託する業務」に、「使用する」を「利用する」に改める。

第19条第3項及び第19条の2第3項中「使用し」を「利用し」に改める。

第19条の2の次に次の1条を加える。

（派遣労働者等の責務）

第19条の3 派遣労働者又は派遣労働者であった者は、労働者派遣契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 派遣労働者は、前項に規定する派遣業務の範囲を超えて個人情報の加工、再生、複製等をし、又はその派遣業務を行う目的以外に個人情報を利用してはならない。

第20条第2項及び第3項を次のように改める。

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による閲覧等の請求をすることができる。

3 執行機関は、前2項の規定により請求があったときは、閲覧等の請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、閲覧等の請求者（以下「閲覧等請求者」という。）に対し、当該保有

個人情報を読覧等に供しなければならない。

- (1) 法令の定めるところ又は執行機関が法令により従う義務を有する国の行政機関又は東京都の指示等により、読覧等に供することができないと認められる情報
- (2) 読覧等請求者（代理人が本人に代わって読覧等の請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに次条第2項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 読覧等請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により読覧等請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、読覧等請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は読覧等請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、読覧等に供することにより、なお読覧等請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として読覧等請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、読覧等に供することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人等に関する情報又は読覧等請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、読覧等に供することが必要であると認められる情報を除く。

ア 読覧等に供することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 執行機関の要請を受けて、閲覧等に供しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として閲覧等に供しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 閲覧等に供することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると執行機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 執行機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、閲覧等に供することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 執行機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、閲覧等に供することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 試験、選考、診断、指導、相談等に係る事務に関し、評価、判断等その事務の過程若しくは基準が明らかとなるおそれ又は公正な判断が行えなくなるおそれ

イ 監査、検査、取締り又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上又は事業運営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 保護委員会の意見を聴いて、執行機関が特に閲覧等請求者に閲覧等に供しないことが適当であると認めた情報

第20条の2を次のように改める。

(部分閲覧等)

第20条の2 執行機関は、閲覧等の請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、閲覧等請求者に対し、当該部分を除いた部分につき閲覧等に供しなければならない。

2 閲覧等の請求に係る保有個人情報に前条第3項第3号の情報（閲覧等請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の閲覧等請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、閲覧等に供しても、閲覧等請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第20条の3を第20条の5とし、第20条の2の次に次の2条を加える。

(裁量的閲覧等)

第20条の3 執行機関は、閲覧等の請求に係る保有個人情報に非開示情報（第20条第3項第1号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、閲覧等請求者に対し、当該保有個人情報を閲覧等に供することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第20条の4 閲覧等の請求に対し、当該閲覧等の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を閲覧等に供することとなるときは、執行機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該閲覧等の請求を拒否することができる。

第21条第3項ただし書中「使用目的」を「利用目的」に改める。

第21条の2の見出し中「使用停止」を「利用停止」に改め、同条第1項中「目的外使用し」を「目的外利用し」に、「執行機関以外のものに提供し」を「外部提供し」に、「目的外使用の」を「目的外利用の」に、「使用停止」を「利用停止」に改め、同条第2項中「使用停止」を「利用停止」に改め、同条第3項中「使用停止」を「利用停止」に改め、同項ただし書中「使用目的」を「利用目的」に改め、同条第4項中「使用停止」を「利用停止」に改める。

第22条第1項中「使用」を「利用」に改め、同条第3項及び第4項中「使用停止」を「利用停止」に改める。

第23条中「ときは」を「場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であることを理由として却下するとき及び当該処分を取り消すときを除き」に改める。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 事業者の取り扱う個人情報の保護

(区長の責務)

第27条の2 区長は、事業者において個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下この章において同じ。）の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第27条の3 事業者は、個人情報の保護の重要性に鑑み、事業の実施に当たっては、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(区が出資等を行う法人の責務)

第27条の4 区が出資その他財政支出等を行う法人であって、執行機関が定めるものは、この条例の規定に基づく区の施策に留意しつつ、個人に関する情報の適正な取扱いを確保するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の取り扱う個人情報についての苦情の処理)

第27条の5 区長は、事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、その適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(説明及び資料提出)

第27条の6 区長は、前条の処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

(助言及び勧告)

第27条の7 区長は、前条の規定による説明又は資料の提出の結果、事業者が行う個人情報の取扱いが不適正であると認めるときは、必要な限度において、当該事業者に対して、個人情報の適正な取扱いについて助言することができる。

2 区長は、前項の規定による助言をした場合において、事業者が行う個人情報の取扱いに改善が見られないと認めるときは、当該事業者に対して、当該取扱いの是正を勧告す

ることができる。

3 区長は、前項の規定による是正の勧告をした場合において、事業者が行う個人情報の取扱いに改善が見られないと認めるときは、当該勧告に係る事実を公表することができる。

4 区長は、前項の規定により事実を公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に弁明の機会を付与するとともに、保護委員会の意見を聴かなければならない。

(適用除外)

第27条の8 事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、前2条の規定は、適用しない。

(1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）

報道の用に供する目的

(2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的

(3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的

(4) 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

(5) 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的

第31条中「又は第19条第1項」を「、第19条第1項」に改め、「従事していた者」の次に「又は派遣労働者若しくは派遣労働者であった者」を加える。

第37条中「第20条第2項」を「第20条第3項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされている改正前の葛飾区個人情報の保護に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による閲覧等の請求に係る決定については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にされている改正前の条例の規定による処分に関する不服申立てに係る救済手続については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。